

宇部市公共下水道西部処理区運営事業

公共施設等運営権実施契約書（案）

約款 B

令和 6 年 10 月 25 日

宇部市土木建設部

目 次

第1条	本約款の適用範囲等	1
第2条	委託業務の内容等	1
第3条	関係法令の遵守及び許認可	1
第4条	契約の保証	1
第5条	第三者への委託	2
第6条	業務実施計画書の提出	2
第7条	異常増水に対する措置	2
第8条	業務内容の変更等	3
第9条	事情変更	3
第10条	市の請求による契約期間の短縮	3
第11条	危険負担	3
第12条	臨機の措置	3
第13条	履行の報告	4
第14条	費用負担	4
第15条	サービス対価の支払	4
第16条	業務に関する特約	4
第17条	要求水準等の未達	4
第18条	損害賠償	4
第19条	第三者への賠償	5
第20条	不可抗力	5
第21条	不可抗力による負担等	5
第22条	法令等の改正	6
第23条	法令等の改正による負担等	6
第24条	本約款の終了	6
第25条	契約終了時の業務等の引継ぎ等	6
第26条	市の計画業務策定に対する提案等	7
第27条	市の解除権及び違約金	7
第28条	その他の解除	7
第29条	運営権者の解除権	7
第30条	不可抗力による解除	8
第31条	解除の効果	8
第32条	疑義の決定等	8
別紙1	サービス対価の支払額	9

約款 B

(本約款の適用範囲等)

- 第1条 本約款 B (以下「本約款」という。)は、本約款が添付される宇部市公共下水道西部処理区運営事業公共施設等運営事業実施契約 (以下「本契約」という。)と一体をなし、包括的民間委託に適用される。
- 2 本契約のうち添付の約款 A 及び B を除いたものを、以下「本契約本文」という。
- 3 本約款における用語は、本約款で特に定めるもののほか、本契約本文の別紙 1 において定められるとおりとする。

(委託業務の内容等)

- 第2条 包括的民間委託において運営権者が実施すべき業務の内容は、次のとおりとする。

委 託 業 務 名	宇部市公共下水道西部処理区ポンプ場等包括的民間委託
委 託 業 務 実 施 場 所	
履 行 期 間	令 和 ● 年 ● 月 ● 日 から 令 和 ● 年 ● 月 ● 日 ま で
サ ー ビ ス 対 価	金 円 (うち消費税及び地方消費税額 円)

- 2 運営権者は、前項に掲げる業務 (以下「委託業務」という。)を履行期間 (以下「契約期間」という。)内に実施し、市は、そのサービス対価を支払うものとする。
- 3 運営権者は、本契約本文、本約款、募集要項等、要求水準書及び提案書類並びにこれらに基づく市の指示又は通知に従って、委託業務を履行しなければならない。

(関係法令の遵守及び許認可)

- 第3条 運営権者は、委託業務の履行に当たり、下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号)、水質汚濁防止法 (昭和四十五年法律第百三十八号)、労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号)、労働安全衛生法 (昭和四十七年法律第五十七号)、労働者災害補償保険法 (昭和二十二年法律第五十号)、宇部市下水道条例 (平成十六年十月八日条例第九十六号) その他関係法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、委託業務を実施しなければならない。
- 2 運営権者は、委託業務のうち募集要項等に定める資格を有する者が行うべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させること。
- 3 委託業務その他本約款を締結及び履行するために必要となる一切の許認可は、運営権者が自らの責任及び負担により取得し、維持するものとする。
- 4 市は、前項に基づく運営権者による許認可の取得に協力するものとする。
- 5 第3項の定めにかかわらず、市が許認可の取得をする必要がある場合には、市が必要な措置を講ずるものとし、運営権者は、当該措置について協力するものとする。

(契約の保証)

- 第4条 運営権者は、本契約の締結と同時に、別紙 1 の年度別サービス対価のうち、最高額の 10

分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。

- 2 前項の定めにかかわらず、運営権者は、宇部市財務規則（昭和四十四年四月一日規則第四号）第98条第2項各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。また同規則第99条各号に該当する場合には、市は、契約保証金の全部又は一部の納付をさせないことができる。
- 3 事業年度の中途においてサービス対価の変更があった場合には、契約保証金の額が変更後の別紙1の年度別サービス対価のうち、最高額の10分の1に達するまで、市は、契約保証金の額の増額を請求することができ、運営権者は、保証の額の減額を請求することができる。

（第三者への委託）

- 第5条 運営権者は、契約期間中、要求水準書及び提案書類に従い、市に事前に通知した上で、委託業務を第三者に委託し又は請け負わせることができる。この場合、運営権者は、当該第三者と締結した契約書の写しを、契約締結後遅滞なく市に提出しなければならない。
- 2 運営権者から委託業務に係る業務を受託した者（以下「受託者」という。）、又は請け負った者（以下「請負者」という。）が再委託し、又は下請負を使用する場合、事前に市に届け出なければならない。なお、運営権者は、受託者及び請負者をして、受託し又は請け負った業務の全部又は大部分の再委託又は下請負をさせてはならない。
 - 3 前二項の規定に基づく委託、再委託、請負及び下請負の使用は、すべて運営権者の責任において行うものとし、受託者、請負者その他委託業務に関して運営権者又は受託者、請負者若しくはこれらの者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて運営権者の責めに帰すべき事由とみなして、運営権者がその責任を負うものとする。運営権者は、受託者、再受託者、請負者及び下請負者を変更する場合、前二項の規定に従うものとする。

（業務実施計画書の提出）

- 第6条 運営権者は、要求水準書に従い次に掲げる業務実施計画書を作成し、要求水準書に定める期限内に市に提出しなければならない。
- (1) 事業期間全体の委託業務に関する業務実施計画書
 - (2) 年間の委託業務に関する年間業務計画書
 - (3) 月間の委託業務に関する月間業務計画書
- 2 運営権者は、前項に従い市に提出した計画書を変更しようとするときは、あらかじめ変更内容を市に説明し、変更後の計画書を市に提出して、変更部分の確認を受けるものとする。
 - 3 運営権者は、第1項により市に提供した計画書（前項により変更したときは変更後のもの）に従い、委託業務を実施するものとする。

（異常増水に対する措置）

- 第7条 包括的民間委託対象施設の浸水又はその恐れが生じたときは、運営権者は直ちに口頭によりその旨を市に報告し、その対応を協議しなければならない。
- 2 前項の場合における第三者への損害を最小限にとどめるため、市及び運営権者は協働して必要な措置を講じるものとし、運営権者は、最大限の誠意と努力をもって、市に協力する義務を負う。
 - 3 第1項の場合において市が必要と認めるときは、運営権者に対し、ゲート等閉鎖又はその他

の措置を指示することができる。

- 4 前項に規定するゲート等閉鎖又はその他の措置により、第三者への損害を生じたときは、市がその損害を賠償する責めを負う。ただし、運営権者に故意又は重過失がある場合はこの限りではない。第三者への損害を最小限にとどめるため、市及び運営権者は協働して必要な措置を講じるものとし、運営権者は、最大限の誠意と努力をもって、市に協力する義務を負う。
- 5 第2項の運営権者の協力が委託業務の範囲外である場合において、追加費用が生じたときは、市がこれを負担するものとする。

（業務内容の変更等）

第8条 市は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、サービス対価又は契約期間を変更する必要があるときは、市と運営権者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情変更）

第9条 市及び運営権者は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変その他予期することのできない事由により本約款に定める条件が不相当となったときは、協議して本約款を変更することができる。

（市の請求による契約期間の短縮）

第10条 市は、特別の理由により契約期間を短縮する必要があるときは、契約期間の短縮変更を運営権者に請求することができる。この場合における短縮日数は、市と運営権者とが協議して書面により定めるものとする。

（危険負担）

- 第11条 委託業務を行うにあたり生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、運営権者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち市の責に帰すべき事由によるものについては、市が負担する。
- 2 市は、前項の規定により運営権者が負担すべき損害について第三者に対して賠償した場合は、運営権者に対して、賠償した金額及び賠償に伴い発生した費用を求償することができる。

（臨機の措置）

- 第12条 運営権者は、事故、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、必要があると認めるときは、運営権者は、あらかじめ市の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。
- 2 前項の場合、運営権者は、そのとった措置の内容を市に直ちに通知する。
 - 3 市は、事故、災害防止その他委託業務を行う上で、特に必要があると認めるときは、運営権者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
 - 4 運営権者が第1項又は前項の規定に基づき臨機の措置をとった場合において、運営権者が当該措置に要した費用のうち、運営権者がサービス対価の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、市がこれを負担する。

(履行の報告)

第13条 運営権者は、要求水準書に定める方法より、市に対して委託業務の報告を行うものとする。

(費用負担)

第14条 運営権者が委託業務を実施するために必要な費用・経費の負担は、要求水準書に定めるとおりとする。

(サービス対価の支払)

第15条 市は、本契約本文の別紙2に規定される手続により、運営権者に対してサービス対価を支払う。

2 サービス対価は本契約本文の別紙3により改訂される。

(業務に関する特約)

第16条 運営権者は包括的民間委託対象施設の修繕（計画上想定されるもののほか、不可抗力による損壊等の修繕を含む。次項で同じ。）については、要求水準書で定める上限額の範囲で委託業務を実施するものとする。

2 前項の上限額に含まれない設備の修繕は、運営権者と市の協議により市が対応する。

3 前項の市の対応が適時になされず、又は対応に不具合があったことにより運営権者に増加費用が生じたときは市がこれを負担し、委託業務の全部又は一部が実施できなかったときは、運営権者が当該委託業務を実施できなかったことにより免れた費用に相当する金額をサービス対価から減額することができる。

(要求水準等の未達)

第17条 市は、運営権者の実施した委託業務の内容が要求水準、市の指示若しくは市と運営権者とが協議して定めた内容に適合しないことが判明したときは、運営権者に対して相当の期間を定めてその修補等を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による修補又は損害賠償の請求は、遅くとも契約期間の末日から1年以内に行わなければならない。

3 第1項の規定は、委託業務の内容が要求水準に満たないことが要求水準書の記載内容又は市の指示により生じたものであるときは適用しない。ただし、運営権者がその記載内容又は指示等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかった場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第18条 運営権者は、本約款に定める義務を履行しないため市に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として市に支払わなければならない。

2 市は、第27条の規定により本約款(第27条第1項に定義する。)を解除したときにおいて、第27条第2項に定める違約金の額を超える損害がある場合は、運営権者に対して、その超える損害について賠償を請求することができる。

(第三者への賠償)

- 第19条 委託業務の実施に関し、第三者に及ぼした損害（第4項に規定する損害を除く。）について、賠償を行わなければならないときは、運営権者がその賠償額を負担する。
- 2 市は、前項の定めるところに従い運営権者が賠償すべき損害について第三者に対して賠償した場合、運営権者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、市の指示、その他市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市がその賠償額を負担する。ただし、運営権者が、市の指示、その他市の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
- 4 委託業務を行う際に通常避けることができない騒音、振動等の理由により第三者に及ぼした損害の賠償を行わなければならないときは、市がその賠償額を負担しなければならない。ただし、委託業務の実施に関し、運営権者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、運営権者が負担する。
- 5 委託業務を行う際に第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び運営権者が協力し、その処理解決に当たるものとする。

(不可抗力)

- 第20条 不可抗力（第7条に規定する異常増水を含む。）が発生した場合、運営権者は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 不可抗力によりいずれかの当事者が本約款の全部又は一部の履行ができなくなったときは、その旨を直ちに相手方に通知しなければならない。
- 3 当該通知を行った当事者は、通知日以降に係る不可抗力の事由が止み、本約款の履行の続行が可能となるときまで、本約款上の履行期日における履行義務を免れるものとし、相手方当事者についても同様とする。なお、市及び運営権者は、それぞれ早急に適切な対応措置をとり、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 4 市は、前項に基づき履行義務を免れた業務及び期間に対応するサービス対価の支払において、運営権者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。
- 5 市及び運営権者は、相手方から第1項の通知を受領した場合には、速やかに対処方法、費用の負担、契約の継続等について協議する。当該協議にも関わらず、不可抗力が発生した日から60日以内に本約款の変更について合意が得られない場合には、市は、不可抗力の対応方法を運営権者に通知し、運営権者はこれに従い委託業務を継続する。
- 6 市は、前項により市が不可抗力の対応方法を通知したときは、必要に応じ、要求水準書を変更し、又は業務実施計画書の変更を運営権者に指示することができる。また、市は、必要と認められるときは、サービス対価を変更するものとする。

(不可抗力による負担等)

- 第21条 不可抗力が生じた場合において前条第5項の協議が整わないときは、委託業務につき当該不可抗力により運営権者に生じた損害額及び増加費用額（不可抗力により損壊等したものの修繕で第16条第1項により運営権者が実施するものの費用を除く）の合計額が、一事業年

度につき、不可抗力に該当する事由が発生した事業年度の委託業務履行に対し市が支払うべき年度別サービス対価の100分の1に至るまでは運営権者が当該損害額及び増加費用額を負担し、これを超える額については市が負担することができるものとする。

- 2 市及び運営権者は、当該不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

（法令等の改正）

第22条 本約款締結後に法令等の変更が行われた場合、運営権者は、次に掲げる事項について市に報告するものとする。

- (1) 運営権者が受けることとなる影響
- (2) 法令変更に関する事項の詳細

- 2 市は、前項の報告を受け取った場合、報告された事態に対する対応措置について、運営権者と協議の上、要求水準書の変更を行い、若しくは、業務計画書の変更を運営権者に指示する

（法令等の改正による負担等）

第23条 本約款締結後の法令等の変更により運営権者の委託業務の実施に追加費用が生じるときは、次の各号の区分に従い、市及び運営権者が当該追加費用を負担する。

- (1) 委託業務に類型的又は特別に影響を及ぼす法令等の変更の場合は、市
- (2) 前号以外の法令等の変更の場合は、運営権者
- (3) 運営権者の委託業務に係る利益に課される税負担に係る法令改正及び新税の新設の場合は、運営権者
- (4) 前号以外の税制度の変更、新税の新設の場合は、市

- 2 法令等の改正により、要求水準書又は業務計画書の変更が可能となり、かかる変更により運営権者の委託業務実施の費用が減少するときは、協議により要求水準書又は業務計画書の変更を行い、サービス対価を減額するものとする。

（本約款の終了）

第24条 本約款は、次の各号に定める日のいずれかが最初に到来した時点をもって終了する。

ただし、各当事者は、本約款の終了により、終了時においてすでに本約款に基づき発生した責任又は終了前の作為・不作為に基づき終了後に発生した本約款に基づく責任を免除されるものではない。また、本約款の終了は、本約款終了後も継続することが本約款において意図されている一方、当事者の権利、責任又は義務には一切影響を及ぼさないものとする。

- (1) 契約期間の満了日
- (2) 市又は運営権者による本契約に基づく解除権行使の効力発生日
- (3) 市及び運営権者の間で成立した合意解約の効力発生日

（契約終了時の業務等の引継ぎ等）

第25条 運営権者は、維持管理期間が終了したときその他本約款が終了した場合は、速やかに、事業報告書を作成し、市に提出するものとする。

- 2 運営権者は、維持管理期間が終了したときその他本約款が終了した場合は、募集要項等及び提案書類に従い、市又は市の指定する者に、委託業務の引継ぎ等（包括的民間委託対象施設の

運転、機能効率化設備の操作に係る指導を含むがこれらに限られない。)を適切に行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 引継ぎ等の必要がない事由を運営権者が提出し、これを市が認めたとき

(2) 市が引継ぎ等の必要がないと認めたとき

3 前項の引継ぎ等の内容、期間等の詳細は、募集要項等及び提案書類に従い、市と運営権者が協議により定める。

(市の計画業務策定に対する提案等)

第26条 運営権者は、募集要項等及び提案書類に従い、包括的民間委託対象施設について、市による今後の下水道事業計画及びストックマネジメント計画等の策定に資する情報の提供、協力及び提案を自ら行うこと。

(市の解除権及び違約金)

第27条 市は、運営権者が次の各号のいずれかに該当するときは、本約款部分の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、運営権者が委託業務に着手すべき期日を過ぎても委託業務に着手しないとき。

(2) モニタリング実施計画で本約款部分を解除することができるとする条項に該当するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、本約款に違反し、その違反により本約款による業務委託の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 第27条によらないで運営権者から本約款の解除の申出があったとき。

2 本契約本文又は前項の規定により本約款が解除された場合において、運営権者は、残存事業契約期間に対応するサービス対価の10分の1に相当する額を違約金として市の指定する期限までに支払わなければならない。

3 本契約本文又は第1項第1号から第7号までの規定により、本約款が解除された場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、市は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

4 本条に基づき市が本約款の一部を解除した場合(包括的民間委託対象施設の全部に係る委託業務の一部について解除する場合のみならず、包括的民間委託対象施設の一部に係る委託業務の全部又は一部について解除する場合を含む。)、運営権者は、かかる一部解除の対象について本約款上の権利を失い、義務を免れるが、それ以外については、本約款に法的に拘束され、従前どおり、本約款上の権利を行使し、義務を履行しなければならない。

(その他の解除)

第28条 市は、契約期間中、必要があるときは、本約款部分の全部又は一部を解除することができる。

2 市は、前項の規定により本約款部分を解除したことにより運営権者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(運営権者の解除権)

第29条 運営権者は、市が本約款に違反し、その違反により本約款の目的を達することができ

ないと認められる場合は、市に書面で通知することにより、本約款の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 2 運営権者は、前項の規定により本約款部分を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を市に請求することができる。

（不可抗力による解除）

第30条 運営権者による委託業務の継続が不能又は著しく困難と認められるとき、又は本事業の継続に必要な市の費用負担が過大なときは、市は本約款の全部又は一部を解除することができる。

- 2 前項により市が本約款の全部又は一部を解除したときは、運営権者が契約を終了するための費用につき相当と認められるものを負担するものとする。

（解除の効果）

第31条 本約款の全部又は一部が解除された場合には、本約款に規定する市及び運営権者の義務は解除された範囲で将来に向かって消滅する。ただし、損害賠償請求に関することについては、この限りでない。

- 2 市は、前項の規定に関わらず、本約款の全部又は一部が解除された場合において、運営権者が既に完了している委託業務のうち、市の検査に合格する部分があるときは、当該部分に相応するサービス対価を支払うことができる。

- 3 前項に規定するサービス対価は、市と運営権者とが協議して定める。

（疑義の決定等）

第32条 本約款に関し疑義のあるとき、又は本契約本文若しくは本約款に定めのない事項については、必要に応じて市と運営権者とが協議して定めるものとする。

別紙1 サービス対価の支払額

支払い対象となる期間		サービス対価支払額（円）	うち取引にかかる消費税及び 地方消費税の額（円）
令和 8 年度	01		
令和 9 年度	02		
令和 10 年度	03		
令和 11 年度	04		
令和 12 年度	05		
令和 13 年度	06		
令和 14 年度	07		
令和 15 年度	08		
令和 16 年度	09		
令和 17 年度	10		
令和 18 年度	11		
令和 19 年度	12		
令和 20 年度	13		
令和 21 年度	14		
令和 22 年度	15		
令和 23 年度	16		
令和 24 年度	17		
令和 25 年度	18		
令和 26 年度	19		
令和 27 年度	20		
令和 28 年度	21		
令和 29 年度	22		
令和 30 年度	23		
令和 31 年度	24		
令和 32 年度	25		
令和 33 年度	26		
令和 34 年度	27		
令和 35 年度	28		
令和 36 年度	29		
令和 37 年度	30		
合計			